



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

538	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	(危機管理・消防課).....	2
539	一般競争入札による落札者の決定	(情報基盤課).....	2
540	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	3
541	医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	3
542	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	3
543	〃	(〃).....	4
544	〃	(〃).....	4
545	大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	(〃).....	4
546	大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要	(〃).....	5
547	大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要	(〃).....	5
548	大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	(〃).....	6
549	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(〃).....	6
550	三津ノ土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	7
551	県営土地改良事業計画の決定	(〃).....	7
552	〃	(〃).....	8
553	保安林予定森林	(森林整備課).....	8
554	〃	(〃).....	9
555	〃	(〃).....	9
556	〃	(〃).....	10
557	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	10
558	〃	(〃).....	11
559	〃	(〃).....	11
560	基本測量の終了	(技術調査課).....	11
561	公共測量の実施	(〃).....	12
562	公共測量の終了	(〃).....	12
563	道路の区域変更	(道路保全課).....	12
564	使用料の収納事務の委託	(建築住宅課).....	13

○ 公安委員会告示

17	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	13
----	---------------------	-------	----

○ 公告

	軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	14
--	------------------	------------	----

○ 監査公表

	監査公表第17号	14
	監査公表第18号	19
	監査公表第19号	20

告 示

和歌山県告示第538号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2の規定に基づき高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高圧ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の新規交付及び再交付並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務並びにこれらの免状の作成に係る業務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）

和歌山県告示第539号

令和5年度行政情報システム基盤調査設計業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和5年度行政情報システム基盤調査設計業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和5年4月12日

4 落札者の氏名及び住所

行政情報システム基盤調査設計業務コンソーシアム

（代表者）西日本電信電話株式会社

大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

（構成員）伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

5 落札金額

47,300,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,300,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和5年2月21日

和歌山県告示第540号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和5年4月18日指定した。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	仕留屋稼業あさみ 激闘編 アンコール版	59003-19	ぶんか社
雑 誌	臨時増刊ラヴァーズ Vol.30	68548-06	大洋図書
雑 誌	週刊実話 4月20日号	20323-04/20	日本ジャーナル出版
雑 誌	週刊アサヒ芸能 4月13日特大号	20012-04/13	徳間書店
雑 誌	週刊大衆 4月17日号	20433-04/17	双葉社
雑 誌	実話BUNKAタブー 5月号2023	05375-05	コアマガジン
コミック	金魚妻 特別総集編4	65353-93	集英社
雑 誌	実話ナックルズGOLDドキュメント Vol.7	68548-29	大洋図書

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第541号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
児玉芳季	泌尿器科	紀南病院	田辺市新庄町46番地の70	令和 5.3.31

和歌山県告示第542号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ紀伊川辺店・ヤマイチプラザ川辺
和歌山県和歌山市川辺234・和歌山市里6
- 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1331号
- 意見の概要
なし
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月28日から同年5月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第543号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ和歌山北店
和歌山県和歌山市狐島588番地1
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1332号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月28日から同年5月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第544号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ和歌山店
和歌山県和歌山市手平一丁目5番7号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1333号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月28日から同年5月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第545号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ橋本店
和歌山県橋本市市脇三丁目286番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1334号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)
橋本市経済推進部産業振興課(橋本市東家一丁目1番1号)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月28日から同年5月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第546号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ有田店
和歌山県有田市糸我町中番25番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1335号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2355-1)
有田市経済建設部産業振興課(有田市箕島50番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月28日から同年5月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第547号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ御坊店
和歌山県御坊市野口590番地3
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1336号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月28日から同年5月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第548号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ田辺店
和歌山県田辺市稲成町260番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1337号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月28日から同年5月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第549号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フォレストモール岩出
和歌山県岩出市中迫字塚本144番外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示

令和4年和歌山県告示第1338号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年4月28日から同年5月29日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、三津ノ土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和5年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	角口義輝	新宮市熊野川町赤木353番地
理事	大谷強	新宮市熊野川町日足736番地
理事	西道弘	新宮市熊野川町能城山本206番地
理事	南本安信	新宮市熊野川町能城山本137番地
理事	馳平忠男	新宮市熊野川町日足419番地の2
理事	植豊治	新宮市熊野川町宮井266番地
監事	貝持了二	新宮市熊野川町日足306番地
監事	竹田幸男	新宮市熊野川町能城山本155番地

2 就任した役員（令和5年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	角口義輝	新宮市熊野川町赤木353番地
理事	大谷強	新宮市熊野川町日足736番地
理事	玉置博之	新宮市熊野川町能城山本176番地
理事	児玉仁志	新宮市熊野川町能城山本47番地
理事	下浦崇広	新宮市熊野川町日足373番地
理事	植豊治	新宮市熊野川町宮井266番地
監事	貝持了二	新宮市熊野川町日足306番地
監事	竹田幸男	新宮市熊野川町能城山本155番地

和歌山県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業奥山池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められた

ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年5月1日から同月31日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業原野中池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年5月1日から同月31日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第553号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字小川2198の1、3566の1、3566の4、3566の7、3567の1、3567の4、3568の1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第554号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村宮代字山道地1491の2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第555号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字荒田600

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第556号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字沼谷字北山409の7、409の14（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第557号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第558号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第559号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第560号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、伊都郡かつらぎ町及び高野町、有田郡広川町及び有田川町、日高郡みなべ町及び日高川町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び串本町

和歌山県告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき田辺市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和5年4月20日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、日高郡みなべ町並びに西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町

和歌山県告示第562号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業期間 令和5年3月2日から同月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町佐田字串橋平 692番3地先から同町佐田字定床 谷東平ラ1103番7地先まで	旧	6.03 } 27.28	887.77	
同上	新	6.03 } 27.28	887.77	
同上	新	10.37 } 75.92	882.60	

和歌山県告示第564号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を令和5年4月1日から次の者に委託した。

令和4年和歌山県告示第649号（使用料の収納事務の委託）は令和5年3月31日限り廃止した。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山市十三番丁30番地 和歌山県住宅供給公社

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第17号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和5年4月28日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和5年6月12日（月）から同月16日（金）まで	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和5年5月15日（月）から同月22日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの） 1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、令和5年4月6日以降無効とする。

令和5年4月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免 税 軽 油 使 用 者 証 に 記 載 さ れ た 使 用 者 の 住 所 又 は 所 在 地 及 び 氏 名 又 は 名 称	交 付 し た 県 税 事 務 所
漁船	和歌山県 第802397号	令和4年4月4日から 令和6年3月31日まで	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満455-31番地 和田俊喜	紀南県税事務所

監 査 公 表

和歌山県監査公表第17号

令和4年5月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 谷 洋 一

和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 包括外部監査の特定事件

県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
<p>第4 監査の結果及び意見（各論）</p> <p>【2】労務管理、働き方改革及び業務効率化</p> <p>4. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 教員の勤務時間実態把握調査の実施方法について</p> <p>【意見② P53】</p> <p>教育委員会が実施している教員の勤務時間実態把握調査は、一定の期間内（約1か月程度）の連続する7日間の平日を調査期間としている。そのため、調査期間によっては、体育祭や文化祭等のイベントがある時期や、部活動の大会が集中する時期であれば、それらに関連する勤務時間が多くなることもあり、偏りが生じることになる。</p> <p>働き方改革を推進していくために、教員の勤務時間を把握すること、その勤務時間でどのような業務を行ったかを可視化することは重要な</p>	<p>県立学校においては、校務支援システムにより教員の出勤時刻を把握している。加えて、11月7日～11月14日（本期間に勤務時間が偏っている場合は11月14日～20日）の7日間で、「教員の勤務時間実態把握調査」を実施し、時間外の業務内容についても把握した。</p> <p>また、総括安全衛生委員会において、ICTの活用状況と活用による効果や縮減可能な用務を把握するためのアンケート項目を検討するとともに、本年度、県立学校の教職員を対象にアンケートを行った。</p>

ことであり、当該調査はその一環をなしていると考えられるが、調査期間が偏っているために本来把握されるべき勤務実態が適切に把握できないと考えられる。

県によると、教員の勤務実態の入力事務に係る負担を極力軽減するために調査期間が短くなっているとのことであるが、当該調査を実施する目的を達成できる結果が得られるかどうかは、検討の余地があると考えられる。

また、働き方改革をより効果のあるものにするために、ICTの活用が考えられる。例えば、RPAの導入によって、反復継続的な単純作業（例えば、システムへのテストの採点結果の入力業務等）をロボットに代替させることができる時間を調査することは、働き方改革を進めるための検討材料になると考えられる。このように、ICTの活用によって働き方改革に大きく貢献する可能性のある業務時間を調査することも重要であると考えられるため、そのような業務区分を追加することも検討の余地があると考えられる。

【4】学校評価

4. 監査の結果及び意見

- (2) 学校評価に関する教育委員会の役割について
- ③ 学校評価に関する手引きの整備について

【意見⑧ P65】

学校評価に関して、設置者として直接的な監督責任を負う対象は、報告書の提出を受ける学校であり、県にとっては県立学校が対象である。その観点からすれば、県立学校以外の学校評価に関して、県は何ら責任を負うものではないと言えるが、県立学校以外の、とりわけ小中学校が設定すべき学校教育目標は、県が策定した教育振興基本計画を踏まえて設定されるべきものとなっていることに鑑みると、県立学校以外に対しても何らかの監督責任はあるものとするのが妥当である。

県の教育振興基本計画では「未来を拓くひとを育む和歌山」という県の教育分野における将来像の実現に向けて、教育分野全般にわたって取組方針や目標が掲げられているが、第三者的に見て、小中高のどの学校に関わる取組方針や目標であるかが判然としないものがある。

義務教育としての基礎教育の場として一定程度の画一性・均一性を有する小学校・中学校と、中学校教育の基礎の上に心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育や専門教育を施す場である高等学校では、学校教育目標に質的な違いが求められるものとする。GLでも、高等学校の学校運営の骨格は、小中学校と共通する面が多いとしながらも、全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など様々な形態があり、自己評価の評価項目・指標等について特有の内容が考えられる、とされている。

現在のところ、県からは、各学校が学校評価を実施するに当たって、教育振興基本計画を踏まえ、どのように学校教育目標（あるいは中長期的な学校経営の方針）に落とし込むかについて、文部科学省から示されているGLと、県立学校には学校評価実施要項があるのみであり、手引きといった形で具体的には示されていない。また、県立学校が実施している学校評価では、

次期教育振興基本計画の策定に伴い、「学校教育指導の方針と重点」は「和歌山県の教育の要点」に名称を改め、重点的に取り組む事項に、必要に応じて「小学校」又は「中学校」など対象となる校種等を付記し、読み手にわかりやすい表記とした。

目標設定は基本的に学校に任されている。

県の教育振興基本計画における取組方針や目標は県教育委員会が主導して策定するものであり、どの学校にどういった取組を促し、教育振興基本計画の達成に資する学校評価として、より一層有意義なものにするためにも、各学校の助けとなるような、県としての学校評価に関する手引きを整備することを求めたい。

なお、学校評価に関する手引きは、学校教育の段階（校種）を考慮して、小中学校と高等学校とは別に作成することが望ましく、その場合、それぞれの設置主体が作成することが適切であると考えられる。すなわち、高等学校（県立学校）については県が作成する方向で進め、小中学校については県が一定の監督責任を果たす形で、県が定めた手引きを参考に各自治体（市町村）が作成するよう促すことが適切であると考えられる。

また、県が示す方向性を、教育振興基本計画の項目に従い、学校・教職員に示し共有する手段として、県は年度ごとに「学校教育指導の方針と重点」を各学校の教職員に配付しており、これが、各学校等が学校評価における当該年度の重点目標を設定する際の参考となっている。この「学校教育指導の方針と重点」は、教育振興基本計画から学校に関するものを抜粋し、学校・教職員のその年度を取組に落とし込んだものである。過去からの改善・改良の変遷の中で、現在の形となっており、教育に携わる教職員が読めば、具体までイメージして読むことはできるとのことであるが、学校評価への活用という観点で、どの校種を取組として留意すべきものであるかがわかるように工夫することが望まれる。

④各学校の中長期的な取組への学校評価の活用について

【意見⑨ P66】

上述の①で述べた学校評価をPDCAサイクルにより持続的に進めていくためには、教育振興基本計画だけでなく、各学校の中長期計画も必要となるが、現在のところ、県ではそうした各学校の中長期計画は策定されていない。

令和3年3月31日に学校教育法施行規則が改正され、「スクール・ミッション」（各高校に期待される社会的役割）の再定義と、「スクール・ポリシー」（①育成を目指す資質・能力→②教育課程の編成・実施→③入学者の受入れに関する三つの方針）の策定・公表が求められることになった。高等学校教育の入学者選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続性を担保することを目的としたものであり、学校の設置者がスクール・ミッションを再定義し、その再定義されたミッションをもとに、各学校で三つのポリシーを策定することとなっている。

県は、目下、令和2年8月に答申『これからの県立高等学校の在り方について』を受けて、県立高等学校の再編と今後の在り方を取りまとめ、具体的な施策を立案している過程にあるが、各学校に期待される社会的役割（スクール・ミッション）の再定義とスクール・ポリシーの策定

次期教育振興基本計画において、「学校評価」を中心としたPDCAサイクルについて記載した。

についても、その取りまとめと同時並行的に進められており、当該改正が施行される令和4年4月に公表の予定となっている。

各学校にどのような社会的役割が期待され、どのようなスクール・ポリシーが策定されているかは現時点では明らかでないが、現行の教育振興基本計画は令和4年度が最終年度となっていることを踏まえ、スクール・ミッションの達成に向けて、スクール・ポリシーと学校評価における重点目標や評価項目を関連させる仕組みを構築し、令和5年度に始まる次期の教育振興基本計画における期間で実践していくことが望まれる。

⑦第三者評価の実施について

【意見⑫ P68】

GLに示されているとおり、学校評価には、自己評価、学校関係者評価、第三者評価がある。このうち、自己評価と学校関係者評価は、法令上の義務付けとなっているが、第三者評価は法令上の義務付けがなく、学校とその設置者が必要と認めて実施するものとなっている。

GLにおいて、第三者評価の趣旨は、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、学校評価全体を充実する観点から評価を行い、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することにあるとされている。その趣旨に沿って、実際に第三者評価を率先して実施している県もある。

既述したように、今後、県立高等学校の再編、各学校のミッションの再定義、ポリシーの策定が進められることにより、県立学校の運営（学校改革）は新たなステージに進むこととなる。新たなステージでは、再定義されたスクール・ミッションの実現に向けて持続的な取組を進め、学校としての特色を形成・確立していくことになるため、PDCAサイクルによる学校マネジメントが一層重要となる。その学校マネジメントが適切に進捗しているかどうかを評価する手法として、第三者評価の実施が有用であると考える。

高等学校の再編整備基本方針と今後の在り方の取りまとめは、目下の第3期教育振興基本計画での「信頼される質の高い教育環境づくり」における最重要テーマの一つであると認識されることである。その基本方針に基づいて各学校がスクール・ミッションの実現に向けた具体的な取組を進め、それぞれの特色を形成・確立していく礎を築くことが、次期教育振興基本計画で目指すところになるものとする。そのような各学校の取組を客観的に評価し、スクール・ミッションの実現という目標に向けて改善を促す持続的な仕組みを構築することが望まれるところであり、その一環として、第三者評価の実施を見据えるべきである。遅くとも、次期教育振興基本計画期間の終期での第三者評価の実施を見据え、それに向けて計画的に検討・準備を進めることを求めたい。

【6】物品及び備品管理（含：図書、薬品）

4. 監査の結果及び意見

(4) 設備の更新について

各学校は、「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針」をスクール・ミッションに位置づけ、特色化・魅力化を進めていくことにしている。各学校が定めるスクール・ポリシーや学校評価における重点目標等の実現に向けた具体的な取組については、学校運営協議会において、協議したり、評価部会において、評価を受けることとする。第三者評価の実施については、本県が全国に先駆けて全校で導入しているコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会委員の外部有識者から、学校の取組について専門的観点から客観的な評価を受けることとした。今後、当該評価方式が十分に機能しなかった場合に、第4期教育振興基本計画の終期において第三者評価の実施を検討することとした。

【意見⑮ P77】

和歌山工業高等学校において、授業に使用する機械や工具が古く、旧式のものが散見された。

古い設備は、現在の安全基準に照らせば、基準を満たさないものがある。また、工業高校など、就業につながる専門性を学ぶ学校においては、古い設備で学んでも、就職した会社の設備に対応できない可能性もある。時代の進展に即した設備や環境を整備し、生徒の将来のために必要な設備については、適切に更新することが望ましい。

【7】情報管理

4. 監査の結果及び意見

(1) 各学校のホームページ運営支援について

【意見⑰ P80】

国(文部科学省)が進めている「教育の情報化」とは、

- ①情報活用能力を育成する情報教育
- ②ICTを活用した教科指導

ICT：情報通信技術 (Information and Communication Technology)

③校務の情報化

を通して教育の質向上を目指すものであり、県は、教育振興基本計画の基本的方向2「信頼される質の高い教育環境づくり」の柱として「教育の情報化の推進」を掲げている。そして、全高校をネットワークで網羅した校務支援システムを全国的にも先駆けて導入・運営し、さらにGIGAスクール構想の対象ではない高校にも1人1台タブレット端末を導入するなど、和歌山県の学校教育における情報化は、ハード面において進んでいると評価する。また、ソフト面では、Teamsの活用方法やオンライン授業に関する資料・動画、トラブルや疑問等を共有できる環境を整え、教員個々の能力向上を支援しているところである。

ICT教育に関しては、メリット・デメリットがあるものの、その効果は機器・環境の整備以上に、教育現場においてICTをどのように利活用するかにかかっている。これは、ICT機器や教材を活用する教職員に、ノウハウの習得とICTリテラシーを身につけることが求められることを示唆しており、それは多くの教職員にとって負担になることが懸念される。

一方、校務の情報化という観点から学校運営を捉えると、今後、各学校がスクール・ポリシーのもとそれぞれの特色を形成・確立していく上で、各学校の取組状況等を生徒保護者や地域住民に知ってもらうこと、客観的に見てもらうことが肝要であると考え。そのための手段として、ホームページを利用した情報発信が有用である。

現在のところ、各学校のホームページの運営は、基本的に各学校に任されているため、ホームページの作成やコンテンツの掲載を誰が担うかについても各学校の判断となっている。そのため、訪問した学校での質問や何校かのホームページの閲覧を通じて、そうした知識やスキルを持った教職員がいるかいないか、その教職員がどの程度の知識・スキルを持っているかによ

令和5年度当初予算において、設備更新に必要な予算措置を行った。今後も各学校で実施する実習等に必要となる設備について、学校のニーズの把握に努め、時代の進展に即した教育環境の整備を行っていく。

各学校のホームページの運営について、各学校の特色や独自性を生かした、効果的な情報発信が行えるよう、ホームページの作成技術及びICTに係る知識・スキルの向上のための研修を実施した。

って、ホームページの利用・充実の度合に差があるように見受けられた。

教育の情報化を推進するには、働き方改革を念頭に教職員の業務負荷軽減についても考慮することが必要である。実際の授業等での利活用に関しては、それぞれの教科や指導内容のために教員個人の努力や創意工夫によらざるを得ないところがあり、ICTリテラシーに係る負担は教員の本務として避けられないが、ホームページを利用した学校からの情報発信は教員でなくとも担当できることであり、教員の負担軽減の観点から何らかの対策を講じる余地があるものとする。特に、今後、県立学校のあり方が注目される環境にあることを鑑みると、発信する情報の内容や質、閲覧のし易さなどが問われると考える。

そのため、ホームページの運営に関して、具体的なコンテンツやデザイン等は各学校に任せるとしても、掲載すべき基本的な事項や掲載方法に関する基本的なフレームについては、県が一定の方針ないしルールを示すとともに、各学校に対する支援策を県が率先して講じることが望まれる。

また、教職員の知識・スキルの向上支援についても、現在は資料や事例等の共有が中心であるが、教職員それぞれのレベルに応じた研修プログラムの提供や外部講習受講の補助など、実用的な知識・スキルの習得を後押しする積極的な支援が望まれる。

和歌山県監査公表第18号

令和5年2月9日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 履行延期を承認し履行期限が翌年度以降となる債権について、債権管理簿を作成していなかった。</p> <p>イ 納期限から20日経過後も督促状を発していなかった。</p> <p>(2) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、出力されず決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金については、次のとおり措置した。</p> <p>ア 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の規定に基づき、今後は債権管理簿を作成し適正な管理を行うこととした。</p> <p>イ 督促状の発行に漏れが生じないように、収入調定票作成時に、督促状発行欄に「有」と入力するよう、担当職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 事後調定を行う際には、帳票が確実に出力されたかを常に確認し、適正に処理していくこととした。</p>

2 有田振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 予防治山工事に係る建設工事請負契約において、契約保証のための金融機関等の保証書等の受理前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 昨年度に引き続き、出納員の現金出納簿が作成されていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後は契約保証書の内容を確認した上で、契約を締結するよう、周知徹底した。</p> <p>(2) 収納員及び出納員が収納した案件については、各々が現金出納簿を作成しなければならないことについて、再度、周知徹底した。</p>

3 有田振興局建設部

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>令和4年11月に完了した調査で判明した原因を踏まえ、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき適正に手続を行うよう措置した。</p> <p>なお、毎月の電気料金の支払についても、手引書に基づき道路保全課及び建設部の双方でチェックを行うこととした。</p>

4 紀中県税事務所

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>決裁の押印漏れがないよう適正に処理するとともに、決裁権者の押印がされているか確認するよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>使用料及び賃借料の支出負担行為票の取消しについて、決裁がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>支出負担行為の取消決裁については、和歌山県財務規則に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。また、決裁権者も徹底して内容確認を行い、再発防止に努めている。</p>

6 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>児童生徒等送迎業務に係る賃貸借契約において、契約保証金の受入前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>業者より提出された契約保証金免除申請の実績認定について誤りがあり、契約日に契約保証金が必要であることが判明したため、納入が間に合わない事態に至った。今後このようなことのないよう、適正な審査事務の遂行について、決裁権者を含め所属職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第19号

令和5年2月9日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 和歌山県東京事務所

監査実施年月日 令和4年11月15日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 タクシー乗車券交付簿（管理簿）について、所属長の承認を受けずに、券綴管理者の交代及びタクシー乗車券の引継ぎがなされていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 今後は券綴管理者の交代時には確実に引継ぎを行い、タクシー乗車券交付簿（管理簿）に漏れなく記載し、所属長の承認を受けるよう、所属職員に周知徹底した。</p>

2 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 日高総合庁舎電話交換業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 契約保証金の免除の取扱いについて、改めて所属職員に周知した上で、免除に係る契約実績の内容について、適切に確認することを徹底した。</p>

3 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 支出負担行為の出納機関への合議について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の内容を改めて確認し、合議の要否につき、複数人で確認することを徹底した。</p>

4 日高振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 土地改良区の資格証明交付申請書において、県証紙の消印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 証紙徴収実績簿における取扱担当者及び証紙の消印担当者がそれぞれ、押印漏れの有無をチェックできるよう、体制を改善した。</p>

5 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項 (1) 椿山ダムゲート設備年次点検整備業務の変更契約の支出負担行為について、出納機関への合議がなさ</p>	<p>指摘事項 電気料金の過払等について、調査、原因究明及び契約変更を完了し、返金のための協議を進めている。 また、道路照明灯の契約については、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき適正に処理するよう、部内研修を実施し、職員に周知徹底した。</p> <p>注意事項 (1) 支出負担行為作成時には、出納機関への合議の要否等について、和歌山県財務規則等に基づき、十分</p>

<p>れていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 廃川敷地については、令和3年度末で1件が未処理となっている。</p> <p>今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p>	<p>確認するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 王子川の廃川敷地については、売払対象者を再確認した上で、土地購入についての意思確認を行うとともに、現況に応じた適正な土地評価額の見直しを行い、対象地の官民境界の復元を行った。その結果、今年度中に対象者のうち1名と売買契約を締結する予定である。</p> <p>また、売払困難地については、対象者に引き続き不法占用物件の撤去指導を徹底するとともに、県有地として適正に管理していく。</p>
--	--

6 県立南部高等学校

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(1) 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっていた。</p> <p>(2) 現金出納簿の払込日と実際の払込日が相違していた。</p>	<p>注意事項</p> <p>現金の取扱いについて、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付第1号）第28条（収納の手續）関係の9及び10により適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 県立みはま支援学校

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令において、自家用自動車等の使用の承認の基準を満たしていないにもかかわらず命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>出張者の起案時及び旅行命令簿作成時並びに決裁時において、内容に誤りがないか確認を徹底するよう、決裁権者を含めた職員に周知徹底した。また、旅費の支払の際にも、支払内容について再度確認するよう、同様に措置した。</p>

和歌山県監査公表第20号

令和5年2月22日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>西牟婁振興局職員住宅昇降機装置保守点検業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>契約保証金の免除の適切な取扱いについて、改めて決裁権者を含め関係職員に周知徹底した。今後は、免除に係る契約実績の内容の確認を徹底することにより、適正な事務処理に努める。</p>

2 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 公用車の管理において、保有車両の車検証の有効期限が徒過していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) ETCカード使用承認・使用管理簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 旅行命令権者の承認がなされていなかった。 イ 使用年月日が重複している同一カードの貸出及び返却について、現物確認を行わずに担当者与管理者が確認印を押印していた。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 本件発覚後、速やかに車検更新の手続を進めるとともに、公用車の管理・使用に際しての道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)等関係法令の遵守を、部内職員に周知徹底した。 また、公用車の有効期限を車両管理補助者を含めた複数の職員で管理するとともに、公用車使用台帳の表紙に車検有効期限を記載し、運転前に使用者が確認を行う等、情報共有及びクロスチェックを行うこととし、公用車の適正な管理・使用に努めている。</p> <p>(2) ETCカードの適正な管理等について(平成23年2月8日付け会第365号)等に基づき、適正に処理するよう、部内職員に周知徹底した。 また、複数の職員の確認を経た上で現物の引渡しを受けることを徹底し、適切な処理に努めている。</p>

3 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 廃川廃道敷地については、令和3年度末で3件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(2) 県営住宅使用料の収入調定において、金額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>道路照明灯の電気料金に係る契約については、田辺市及び白浜町と協議し、契約の名義変更を行い、令和5年1月から両市町の支払に変更している。 道路照明灯電気料金過払金については、両市町と協議の上、令和5年2月24日付けで全額返還請求を両市町に行ったところであり、引き続き早期返還に向けて進めている。 また、県土整備部道路局道路保全課作成の「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき適正な事務処理を行っている。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 田辺市秋津川地内の廃道敷地については、公図混乱地域であり、処分を行うには、まず、公図訂正が必要となることから、田辺市が行っている地籍調査が終了し、公図混乱が解消された後に遅滞なく適切な処分を行っていく。 旧大塔村西の又川沿いの廃川敷地についても公図混乱地域であるため、田辺市の地籍調査が終了し、公図混乱が解消された後、田辺市と処理方法について引き続き調整を行っていく。 日置川沿いの廃川敷地については、引き続き地元関係者、関係機関等と協議を行うとともに、適正な管理に努める。</p> <p>(2) 収入調定事務の処理に当たっては、調定リストと入居者名簿の照合や、調定金額のチェックを複数人で行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県立神島高等学校

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 令和3年度中に照合を終え、相違が確認された備</p>

<p>中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 県立神島高等学校浄化槽保守点検等業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない相手方との契約を実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>品については事務処理を完了した。今後は、適正な備品管理を行うよう、決裁権者も含めた関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 契約保証金免除申請の条件について、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)等に基づき免除申請書に記載された契約実績の内容確認を行うよう、決裁権者も含めた関係職員に周知徹底した。</p>
--	---

5 和歌山県立熊野高等学校

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 演習林伐採搬出選木等業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 簡易公開調達によらない県有施設消防設備等保守点検業務委託の支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 該当案件の契約実績について確認し、今後は、適正な事務処理を行うよう、決裁権者を含め関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 該当案件の支出負担行為合議区分について確認し、今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立南紀高等学校

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>誤って支給した旅費については返納手続きを行った。在勤公署から用務地までの距離をその都度確認するなど、関係規定等に基づき適正な事務処理を行うよう、決裁権者が徹底した内容確認を行うことはもちろん、関係職員にも周知徹底した。</p>